



坂戸市議会 第2号

令和 7年 9月26日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党

代表者名 古内 秀宣

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和7年 8月27日(水)～令和7年 8月28日(木)

2 参加者氏名

古内 秀宣	柴田 文子	野沢 聖子	綿貫 正寿

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
北海道札幌市 第20回全国市議会議 長会研究フォーラム in 札幌 札幌文化芸術劇場 hitaru 札幌パークホテル (中継会場)	地方議会議員のなり手不足問題の解決に向けて

4 概要

別添のとおり

第20回全国市議会議長会研究フォーラム実施報告

- 1 日 時 令和7年 8月27日(水) 午後 1時00分～午後 4時50分
令和7年 8月28日(木) 午前 9時00分～午前11時00分
- 2 場 所 北海道札幌市札幌文化芸術劇場 hitaru 札幌パークホテル(中継会場)
- 3 内 容 「地方議会議員のなり手不足問題の解決に向けて」

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、北海道札幌市を訪問し、第20回全国市議会議長会研究フォーラムに参加し、研修を行った。

研修は次のとおりである。

(1) 第1日目 8月27日(水)

ア 開会式

開会挨拶	全国市議会議長会会長	丸子 善弘 氏
開催市議長挨拶	北海道札幌市議会議長	長内 直也 氏
来賓祝辞	札幌市長	秋元 克広 氏

イ 基調講演

「主権を預かる誇りと責任」

元衆議院議長 伊吹 文明 氏

(ア) 二元代表制のもとの市議会と市長のよき緊張関係とは

- ・自治とは、自分たちのことは自分たちで決めて責任を持つこと。
- ・どんな制度にも必ず長所と短所がある。
- ・長所を引き出し、短所を抑えるかは、法律や制度をつかう者の謙虚さ自己抑制にかかっている。

(イ) 国・県・市の行政権力の配分の問題点

- ・財源(交付税+各省庁の補助金)は、国→県→市。

(ウ) 市全体のバランスを考えた行動

- ・子どもたちの時代の市の財政のことを考える。
- ・時には支持者を説得することも必要。
- ・地域住民のために首長に意見する。

(エ) 待遇面の改善と課題

- ・老後の保障体制をきちんとしないと今後の議員のなり手は出て来ない。
- ・現状を国民に知ってもらわなければ良い人材は出て来ない。
- ・議会の予算は特別会計的に分離して国からの交付税で賄われていると、明確にしないと二元代表制のもと誰が主人公なのか分からなくなる。

ウ パネルディスカッション

「多様な人材の参画促進の観点から地方議会議員のなり手不足問題を考える」

■コーディネーター

近畿大学法学部教授

辻 陽 氏

(ア) 地方議員のなり手不足問題

- ・地方議会、議員に対する無関心、もしくは不信が広がる現況。
- ・地方議員選挙における投票率の低下。
- ・ここ数回の統一地方選挙では、無投票当選者や定員割れが顕著に増加。

(イ) なり手不足問題に関する3つの論点

- ・議員の多様性や住民代表性の確保（若者や女性、会社員などが立候補しやすい環境の整備）。
- ・議員定数、議員報酬のあり方。
- ・令和5年地方自治法改正（地方議会の役割及び議員の職務等の明確化）。

(ウ) 地方議会、議員定数、議員報酬を考える際の論点

- ・なり手不足をもたらす根本的な問題として、どのような議員像を想定し、求めるかによって然るべき定数、議員報酬も異なる。
- ・そもそも議員専門化が可能なのか、それとも専門化できないことを前提とした運営を目指すのか。

(例) 通年議会の方向性、夜間休日議会の方向性

※専門化の大きな壁として、財政問題があり、小規模自治体ほど一般会計に占める議会費の割合は大きく、議員報酬を上げると自治体財政を大きく圧迫する。

- ・どのようにして議員の多様性を確保するのか。
※農業や会社経営者、福祉法人代表などといった個人事業主や、会社を定年退職した高齢者が多く議員になっている現状。
※専門化した方が若い人や給与所得者としての経験を持つ者も議員になりやすくなる一方、非専門の議員からなる議会（夜間休日議会）の方が有権者の関心を引く可能性も考えられる。
- ・職域や地域、世代等いずれの代表としての役割を議員や議会に期待するのか。
※議員は個別利益の実現を目指す傾向や、執政を支える必要がないため、無責任化しやすい。

(エ) なり手不足問題の解決に向けた提言

- ・誰もが議員になれる環境づくり。
- ・活動の魅力と必要性。
- ・短期～長期の取組。

■パネリスト①

「地方制度改革下の地方議会」

東京大学教授

牧原 出 氏

(ア) 二つの課題が同時に登場

- ・人口減にどう対処するか。
- ・新型コロナウイルス感染症対策など危機対応をどう地方自治に活かすか。

(イ) 技術革新へのリテラシーが大きな鍵

- ・職員、議員の意識改革（技術革新の方向性を着実にとらえる）は不可欠。
- ・常時技術革新に即応することが不可欠。
- ・数値→データ→システムへとリテラシーの対象が変わっていく中で、職員や市民がどう涵養（かんよう）するのか。
- ・多様なリテラシーとその相互調整が自治の基盤。

(ウ) 自治体戦略2040構想研究会の見透かす未来と対策

- ・3つの危機
 - ① 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏
 - ② 標準的な人生設計の消滅による雇用、教育の機能不全
 - ③ スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ
- ・対策
 - ① スマート自治体への転換（現在の半数の職員でサービス供給）
 - ② 公共私のベストミックスによる暮らしの維持
 - ③ 圏域マネジメントと二層制の柔軟化（圏域連携）

(エ) 人口減の解決策としてのオンライン議会・自治体DX

- ・市民との関係を全てデジタル化するのではなく、重要局面では対面で問題意識を把握する。
- ・オンライン議会では、配信において市民にわかりやすいキャプチャーを付けるなどの工夫が重要。
- ・資料配布や住民との接点など議会活動全般のデジタル化は今後更に必要。
- ・条件として、議員、職員が十分なデジタルへのリテラシーを持つこと。

(オ) 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会（2024. 11～）

- ・人口減と職員のなり手不足。
 - ① 専門人材の補完
 - ② 行財政そのものの転換が部分的に必要
- ・増える行政事務、議会の審議事項
 - ① 人口減やデジタル化だからこそ増える行政事務
 - ② 職員数、議員数削減を求める住民への丁寧な説明が不可欠

(カ) 具体的な方策

- ・【短期】 当面必要な措置を早急に講じる
- ・【中期】 人口減の進行管理を地域単位で行う枠組みづくり
- ・【長期】 地方制度の抜本的な見直しに踏み込む

■パネリスト②

読売新聞東京本社政治部次長 白石 洋一 氏

(ア) 有権者の意識調査（地方議員のなり手不足の理由を3つまで）

- ・立候補するためにお金がかかりすぎる（52%）
- ・議員の仕事に魅力を感じない（41%）
- ・落選したら職を失う（35%）
- ・議員の仕事を知る機会がない（32%）
- ・他の仕事との兼業が難しい（30%）
- ・育児や介護と両立できない（13%）
- ・立候補するために仕事を休めない（12%）
- ・報酬が低すぎる（8%）
- ・議員の仕事が忙しすぎる（7%）

(イ) 解決に向けて

- ・地方に政党政治はそぐわない。
- ・クオータ制、立候補休暇、夜間議会、オンライン導入等。
- ・「ふるさと議員」制度（仮称）導入。
- ・「お金」の問題にどう対応するか。

■パネリスト③

「多様な人材の参画促進の観点から地方議会議員のなり手不足問題を考える」

山口県宇部市議会議長 山下 節子 氏

(ア) 市議会が進めるべきこと

- ・議会の役割・議員の仕事への関心を高める（やりがいを知ってもらう）。
- ・現役世代、多様な人材が立候補しやすい環境づくり。

(イ) 会社を辞めて市議会議員になるとしたら

- ・経済的不安
 - ① 将来的に収入が減額
 - ② 家族全員の国民健康保険料（年間の掛け金）
 - ③ 4年に一度の選挙資金の捻出
- ・老後の不安
 - ① 退職金がない
 - ② 国民年金での生活

・議員活動への不安

- ① 行政、市財政、議会の仕組み等、新人教育はあるのか
- ② プライバシーや家族の安全は守れるか
- ③ 男性社会のイメージ（女性でも大丈夫か）
- ④ 古い慣行が残っているのでは

（ウ）議員定数

- ・人口減少社会の中、適正な議員定数を議論、検討する。

（エ）議員のなり手不足対策

- ・議会、議員活動の情報発信の強化。
- ・議員報酬等の見直し（健康保険と年金制度改革）。
- ・議員の資質向上。

■パネリスト④

「なり手不足問題対策としての主権者教育」

～小中学生の議場見学を進めています～

北海道札幌市議会議長

長内 直也 氏

（ア）主権者教育の取り組み

- ・ホームページで議場を見学した小中学生を紹介（学校名、人数を公表）。
- ・夏休みの自由研究に議場見学（教育委員会を通じて市内全小中学校にチラシをデータで送付し周知）。
- ・市議会の1年間の流れが分かるチラシの作成。
- ・札幌市議会「キッズページ」。
- ・市議会子ども教室。

（イ）新たな取り組み

- ・地域や区役所と連携した取組。
 - ①夏休み期間中、小学4～6年生の40人がまちづくり体験として、議場やテレビ局を訪問
 - ②議会の役割を伝える機会を増やす

（2）第2日目 8月28日（木）

ア 課題討議

「地方議会議員のなり手不足問題の取組報告」

■コーディネーター

関東学院大学法学部地域創生学科教授

牧瀬 稔 氏

（1）諦観的（ていかんてき）なり手不足

- ・都道府県議会議員選挙の場合は、「勝てる見込みがない」ために選挙へ出馬することを控える傾向が強い。対抗馬が現れず、無投票となる。

- ・現職が後継指名をせず引退すると、多くの候補者が登場するケースが多い。
- ・都道府県議会議員のなり手不足は、「議員になりたいけどなれない」のが実態である。
- ・対抗馬が意識的に選挙に出られない「諦観的なり手不足」と指摘できる。

(2) 必然的なり手不足

- ・町村議会議員選挙の無投票率は、議員報酬が低い、政務活動費が無い、住民との距離が近くプライベートが確保できないなどの理由。
- ・町村議会議員として働くことに魅力を感じられない、なろうと思わない、コスパが悪い。

イ 事例報告

(ア) 議員の「なり手不足」と向き合う岡谷市議会の挑戦

長野県岡谷市議会前議長 今井 康善 氏

- ・令和5年の市議会議員選挙が、全国唯一の「定数割れ」の無投票に。
(定数18名)

- ・新議会体制で取り組む重点項目

- ① 議会情報のオープン化
- ② 住民の議会への参加
- ③ 議会機能の強化
- ④ 議員の「なり手不足」対策

(イ) 鹿児島県内の女性議員を100人にする会

鹿児島県南さつま市議会議員 平神 純子 氏

- ・1996年に会を立ち上げ、政治参画セミナーや行政キャラバンなど開催し、発掘から選挙まで徹底したボランティアで支援。これまでに15人ほど関わる。100人は達成したが、翌月99人となる。残されたゼロ議会（6自治体）に女性議員を誕生させるのが次なる目標である。

(ウ) みんなでギカイを考えるギカイ（MGK）

石川県 白山市議会議員 中野 進 氏

- ・令和3年2月の市議会議員選挙で、告示2週間前でも定数より2人少ない出馬表明。投票率が前回選挙よりマイナス7.48%で現職は全員当選。
- ・議員のなり手不足に対する危機が顕在化。
- ・改選後の取組
 - ① 未来へつなぐ議員の在り方検証委員会の設置（令和3年5月）
 - ② 議員討論会の開催（令和3年7月）

- ③ 白山市の未来へつなぐシンポジウムの開催（令和３年１１月）
- ④ みんなでギカイを考えるキカイ実行委員会の設置（令和４年４月）
→市民との意見交換会の開催（令和４年５月～１１月）
- ⑤ 政治倫理条例の一部改正（令和５年３月）
- ⑥ 広報広聴委員会の充実（令和５年３月）
→議会報告会、意見交換会を積極的に実施（令和５年４月～）

（３）質疑応答

問 サラリーマン等の兼業については。

答 海外では立候補休暇があるが、まだまだ理解が追いついていない。

問 被選挙年齢の引き下げについては。

答 現状のまま。社会経験が足りない、引き下げは反対、地域ごとに判断。

問 オンライン等の働き方改革は、なり手不足の解消になるのか。

答 ハードルが下がることにより一助にはなる。

ウ 閉会式

５ 感想・所見

議員のなり手不足問題について一日目のパネルディスカッションでは、山口県宇部市議会議員の山下節子氏の講演で、人口減少が進み、地方自治体が多く課題を抱える中、施策を実効的に進めていくには、議会にも政策提言能力を備えることが必要であること。地方議会議員には資質・能力・意欲とも高いものが求められ、志の高い優秀な人材が市議会議員になってくれるよう、環境整備を進めていくことが急務であることを学び共感を得た。

二日目の課題討議でも関東学院大学法学部地域創生学科教授の牧瀬稔氏の講演を通して、地方議員のなり手不足には、「諦観的なり手不足」と「必然的なり手不足」があり、議員の仕事に魅力を感じないこと等や、報酬や社会保障等の環境面の整備不足が課題となることが挙げられた。

また、なり手不足の解消に向けて具体的に取り組んでいる先進事例も多く学んだが、中でも大変参考になったのが石川県白山市議会の取組である。白山市議会では、「みんなでギカイを考えるキカイ」実行委員会を設置し、各種団体など市民との意見交換会を積極的に開催しており、投票意識向上や議会・議員について若者や女性の意見が届きやすい環境整備を行っていることに関心を強くした。

本市議会としても、市民に開かれた議会を構築していくことが重要であり、市民と共に様々な問題について意見交換ができるよう取り組んでいきたい。

今後は、全国市議会議長会研究フォーラムで学んだことを活かして、議会の見える化や SNS を含めた情報発信を強化し、議員の資質向上と政策提案能力の向上に取り組んでいく所存である。



令和 7 年 11 月 6 日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党
代表者名 古内 秀宣

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和 7 年 10 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 19 分
- 2 参加者氏名

古内秀宣	柴田文子	野沢聖子	綿貫正寿

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3 階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「事例で考える議会運営のポイント」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

1 日 時 令和7年10月7日(火) 午後1時30分～午後3時19分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「事例で考える議会運営のポイント」

㈱廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。

説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議員の発言権とその限界について

ア 発言自由の原則

- ・議員が議会で誰からも拘束されずに自由に発言できること。
- ・会議原則→会議運営の積み重ねによって生じた共通のルール。

イ 発言自由の原則の制約

- ・普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない(地方自治法132条)。
- ・議員は、議会の品位を重んじなければならない。

ウ 地方自治法132条の趣旨

- ・本会議や委員会の場合は地方公共団体の事務に関わる公の問題を議論する場であって、議事に関係のない個人の問題を議論すべきではないこと。
- ・無礼の言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃等によって議会の秩序が失われることを防ごうとすること。

エ 無礼の言葉とは

- ・議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の身体的特徴など正常な感情を反発する言葉。

(2) 不穏当発言・不規則発言とその判断基準について

ア 不穏当・不規則発言とは

- ・不穏当発言→良識を有する者が発言しない発言。
- ・不規則発言→議長の許可に基づかない発言。

イ 不穏当発言の該当基準

①無礼な発言

②他人の私生活にわたる発言

③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言

④基本的人権を侵害する発言（LGBT 等）

※ネット上の発言は真意が不確か。

ウ 国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い

- ・国会議員→憲法 5 1 条で免責特権あり。
- ・地方議員→憲法・地方自治法ともに規定なし。

（３）発言の取消し・訂正と会議録について

- ・発言の取消し→発言の趣旨の変更を伴うものをいう（議会の許可が必要）。
- ・発言の訂正→原稿の読み違いや見誤り等による発言に対する字句の変更をいう（議長の許可で足りうる）。
- ・会議規則規定→発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言の取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。
※ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

ア 発言取消し方法

- ①発言者自身による発言の取消し
- ②法 1 2 9 条 1 項に基づく議長の秩序維持権による取消し留保の宣告
- ③他の議員による発言取消しを要求する動議

イ 発言取消し留保宣告の活用

- ・発言取消し留保宣告→議長が議員の発言が不穏当発言かどうか直ちに判断がつきがたいものについて、後刻速記を確認して必要に応じて発言を取り消すことができる宣告。

ウ 発言取消命令が行える期間

- ・議長による発言取消命令は不穏当発言が行われた会議当日だけでなく、会期中であれば可能。

エ 閉会中における発言取消し

- ・発言取消し申し出期間→閉会中における継続審査中の委員会において不穏当発言がなされた場合、当該発言を行った日に発言取消し申し出が必要。
- ・懲罰動議の提出における留意点→不穏当な言動に対する懲罰動議提出は事実上不可能（懲罰事犯の日から起算して 3 日以内に定例会又は臨時会を招集することは現実的に困難）。

オ 発言取消しと当該発言に対する議員の責任の関係

- ・発言の取消しが議会において許可されれば当該発言は最初から発言がなかったこととなる。
- ・発言取消しの効果によって当該発言に対する発言した議員の責任は消滅しない。

(4) ネットリテラシーについて

ア 意義と背景

- ・ネットリテラシーとは、インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる能力。
- ・必要とされる背景としては、①インターネット利用率が全世代において平均して8割以上であること、②SNSなどで炎上トラブルが後を絶たない③インターネット上に情報が氾濫している。

※議会におけるSNSに対する事実上の措置

- ・議員のSNSによる情報発信についても、議会外の行動であっても、その行動等が犯罪その他違法なものであったり、著しく品位を欠くものであったりして、およそ議員として許されざるもので、これが議会一般や議会全体に対する住民の信頼を失墜させるものであると議会において判断したものであり、当該事案に対し事実上の措置を議会が取ることは、原則として議会の内部規律の問題にとどまるものとして、裁判所は議会の自律的な判断を尊重→訴訟で争われる前に議会として良識ある対応を取ることが可能。

イ SNSにおける主な侵害行為

- ①プライバシー侵害
- ②名誉棄損・侮辱
- ③著作権等侵害
- ④虚偽情報の公表

ウ プライバシー侵害

- ・プライバシーとして保護される情報
 - ①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること
 - ②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること
 - ③一般の人に未だ知られていない情報であること
- ・プライバシー権の違法性が阻却される場合
 - ①公人及び準公人（特に選挙によって選出される公職にある者やその候補者、専門職等）については、その適否、資質の判断材料として提供された場合において、表現の内容及び方法がその目的に照らし不当でないときには違法性がない。
 - ②犯罪事実の報道については、公共の利害に関する事実又は社会の正当な関心事とされ、表現の内容及び方法が不当なものでなければ違法ではない。
 - ③著名人については、その私生活の一部も社会の正当な関心事とされ得ること及びそのような職業を選びまた著名となる過程で一定の限度でプライバシー

を放棄していると解されることから、当該著名となった分野に関連する情報については、その公開が違法でないとされることがある。

エ 名誉棄損と侮辱の違い

- ・名誉棄損→公然と事実を摘示し、人の名誉を棄損すること。
- ・侮辱→事実を摘示しなくても公然と人を侮辱（社会的評価を低下）すること。

※「事実の摘示」があるかないかで名誉棄損と侮辱に分かれる。

※インターネット上の表現行為による名誉棄損については、他人の社会的評価を低下させるようなメッセージが電子掲示板等にアップロードされて送信可能な状態になり、その他人の社会的評価は低下することとなることから、その人が当該メッセージの掲載を知ったかどうかにかかわらず、名誉棄損が成立すると考えられる。

オ 著作権等侵害（複製権を侵害する行為）

- ・複製権とは印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいう権利（原則として著作権者の承諾が必要）。

カ 引用

- ・引用とは報道・批評・研究等の目的のために他人の著作物を自己の作品に採録すること。

キ SNSによる議会外での不適切な言動への対応

- ・正規の議会活動→地方自治法134条による懲罰。
- ・議会外での活動→政治倫理等に反する行為としての事実上の決議等。

(5) ハラスメント

ア ハラスメントの判断基準

- ・ハラスメント行為評価は被害者の主観を出発点とし、平均的な被害者を基準に考える必要がある。（セクハラの場合は男女の認識の違いにより生じている面があることから、平均的な女性労働者の感じ方と平均的な男性労働者の感じ方を基準とする必要がある）
- ※セクハラは被害者の主観を基準とするが、パワハラは被害者の主観を基準としていない点に注意。
- ・閉ざされた政治空間において上司等が権力関係を利用して行うセクハラの場合、部下や他の職員が明確に意に反することを示せない場合が多いことは問題となることに留意を要する。

イ ハラスメント・ハラスメント

- ・他人からの行為や言動に対して、自分が不快に感じたり、嫌悪感を抱いたときに「ハラスメントだ」と過剰に主張する行為。
- ・増加している背景→ハラスメントの問題がメディアなどで頻繁に取り上げられ、個々のハラスメント意識が高まっているため。

ウ パワハラ

- ・パワハラとは、職場において次の3つの要件を全て満たしたものをいう。

①優越的な関係を背景とした言動（優越的な権限を行使しなくても該当する）

- ・意義→業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者とされる者に対して抵抗や拒絶することができない蓋然性（がいぜんせい）が高い関係を背景として行われるもの。

※蓋然性→その事柄が実際に起こるか否か、真であるか否かの確実性の度合。

- ・具体例→①職務上の地位が上位の者による言動。

②同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの。

③同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの。

※逆パワハラ→経験・知識が豊富な担当職員が経験や知識のない直属の上司で当該担当職員の協力を得なければ円滑な職務を遂行できないにもかかわらず、直属の上司に情報を与えず、業務から排除し、直属の上司の決裁や了解を得ずに、その上の上司と話をし、仕事を進めること（この場合上司も担当職員と直属の部下のコミュニケーションを図らないとして問題となる）。

②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動

- ・意義→社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの。

- ・具体例→①業務上明らかに必要性のない言動・業務の目的を大きく逸脱した言動。

②業務を遂行するための手段として不適当な言動。

③当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動。

③労働者の就業環境が害されるもの

- ・意義→当該言動により、労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること（直接的だけでなく間接的なものも含む）。

- ・具体例→①身体的攻撃（暴行・傷害）。

②精神的攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）。

③人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）。

④過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）。

⑤過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）。

⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）。

※モラハラは倫理や道徳に反するハラスメントをいい、パワハラとは人間関係性と暴力性において違いがある（モラハラについては明確に規定した法律は存在しない）。

カ セカンドハラスメント

・セカンドハラスメント→ハラスメントについて相談したり、訴えたにもかかわらず、相談員等にそれが理解されないどころか逆に非難されてしまうことをいう。

※ハラスメント被害の声を上げづらくしてしまう。

・具体例→①セクハラ発言をされ、それを相談したにもかかわらず、派手な服装をしているから発言されたのではないかと非難された。

②パワハラ発言をされ、それを相談したら仕事の能力がなくミスしたのだから仕方ないと言われた。

キ 議会としての防止策

①組織トップのメッセージ→議長が議会におけるハラスメントは議会からなくすべきであることを明確に示す。

②ルールを決める→議会基本条例や政治倫理条例に関係規定を設ける。予防・解決について方針やガイドラインを作成する。

③実態を把握する→議員・議会事務局職員に対するアンケートを実施する。

④教育する→研修を実施する。

⑤周知する→議会としての方針や取組について周知・啓発を実施する。

（6）質疑応答

問 セカンドハラスメントについての対応はどのようにしたらいいのか。

答 県の相談窓口を活用してもよいのでは。窓口でのヒアリングの際は一人ではなく男女で行うとよい。

5 感想・所見

今年度も、廣瀬和彦氏を講師に招き「事例で考える議会運営のポイント」と題し議員研修会を実施することができ大変感謝している。

議員の発言やネットリテラシーの講義では、改めて議員の発言について再確認し、SNSによる社会への影響が大きくなっている中で、ネット上での発言は一度投稿したら本人の意思とは無関係に拡散していくため、責任を持って行動することが重要であると確認した。

また、ハラスメントは、相手のために行った発言や行動が注意なのかハラスメントに当たるのか状況により判断が難しく本人の自覚がないことが多いため、議会として

防止対策を行う際は十分な調査が必要であり、議員の意識啓発や教育実施に加えて処分規定や体制づくりが重要であることが理解できた。

全国的にも首長や地方議員の言動に対して住民の信頼を損ねるような事案が生じることが増えている中、様々な事例を通して議会・議員としてどのような言動が重要なのか大変勉強になった。

今回の研修で学んだことを活かして、職員や議会においては決してハラスメントが生じることがないように取り組むとともに、常に自己の言動を見直し市民の信頼に応えられるよう議員力を磨いていく所存である。



令和7年11月7日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党

代表者名 古内 秀宣

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和7年10月8日（水）～ 令和7年10月10日（金）

2 参加者氏名

古内 秀宣	野沢 聖子	綿貫 正寿	

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
栃木県栃木市 栃木市役所	栃木市フードバレー構想 「とちぎ おいしいーとこ フードバレー」
栃木県宇都宮市 第87回全国都市問題 会議 ライトキューブ宇都 宮	成熟社会の都市のかたち ～コンパクトで持続可能なまちづくり～

4 概要

別添のとおり

栃木県栃木市調査結果報告

- 1 日 時 令和7年10月8日（水）午後2時00分～3時30分
- 2 行 先 栃木県栃木市役所
- 3 内 容 栃木市フードバレー構想について
- 4 栃木市の概要

栃木市は、栃木県の南部に位置し、人口約15万人で宇都宮市、小山市に次ぐ第3の都市である。舟運で開いた商家のまちとして栄え、昭和12年に市制施行。その後も村の編入を経て平成22年、23年、26年の合併・編入の後、現在の栃木市となった。産業は平坦な土地を活かし農業が盛んである。また、全産業における製造業が占める割合が高く、製造品出荷額が宇都宮市に次ぐ2番目であり、バランスのとれた産業が特徴である。

5 内容についての概要

本会派は、前記内容について、栃木県栃木市を訪問し、担当職員等から概要説明を聴取し、質疑・応答を行った。

(1) 栃木市フードバレー構想について

ア フードバレーについて

「フードバレー」とは、オランダ・アムステルダム近郊の食品産業クラスターを示す言葉で、日本においては、食品産業を軸として地域活性化に取り組む地域を表す際に使われている。

イ 栃木市フードバレー構想について

(ア) 構想策定の背景

- ・身近な先進事例は県（栃木県）であり、県は、平成22年度に県内の農林漁業者や食品関連企業、産業支援機構など「食」に関する幅広い主体を結集し、交流・連携する場として「フードバレーとちぎ協議会」を設立し、活動していた。
- ・市としては「食」に関する地域資源を活かした地域活性化の必要性や活用を従前から検討していた。さらに、「第2期栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月）、「食とスポーツによる地域活性化及び観光振興計画」（令和3年3月）において、栃木市版フードバレーの推進が明文化されていた。

(イ) 構想の概要

- ・フードバレーを推進し目指すもの—「食」を柱とした地域経済の活性化

- ・事業方針

- ① 食品関連企業と農畜産物生産者とのマッチング
- ② 新しい商品の開発に向けた支援
- ③ 販路開拓・販売拡大と輸出への取組
- ④ 食・スポーツ・教育に関する取組
- ⑤ 食と観光に関する取組

- (ウ) 構想の推進

- ・推進体制

- ① 食品関連事業者—栃木市フードバレー協議体への参画
- ② 市及び産業支援団体（支援とつなぎ役）
- ③ ①②以外のまちづくり団体・個人による取組

- ・推進のイメージ（構想だけを広めるのは意味がない）

- ① 構想を推進する主体は「協議会」ではない
- ② 行政と協議会の相互の役割への理解が必要

- (エ) 栃木市フードバレー協議会

- ・設立（令和4年5月）—食品製造業者を会員とした協議会の設立

- ① 協議会活動の目的

「食」を柱とした地場産業の振興と持続可能な社会の形成に寄与すること

- ② 主な取組方針

会員相互の交流、情報発信、市が推進するフードバレー構想に関わる事業への協力、県が推進するフードバレー事業に関わる事業への協力

- ・協議会の活動

- ① 活動の考え方

県事業との差別化、小規模事業者支援の充実、公費で事業化を目指すための試行的な取組、会員企業に極力負担をかけない

- ② 協議会の主たる事業

販路開拓の支援：全国規模の展示会への出展支援

製品の周知支援：地域イベントの参加支援・製品周知

社会課題の啓発：食品ロス削減の啓発活動

情報提供：国・県及び市の支援情報の提供

- ③ 主な活動実績

会員間のコラボ商品の開発

滝沢ハム×岩下食品「岩下の新生姜入りつまんで食べるソーセージ」

ひざつき製菓×岩下食品「岩下の新生姜しみわたるえびせん」

- ・他団体との活動実績—高校生と連携した商品開発

「飲むソース栃濃ブラック」（苺味、炭酸水などで割って飲む）

(ウ) 市と協議会による取組状況（令和4年5月～令和7年8月末）

- ・食品関連企業と農畜産物生産者とのマッチング

- ① 会員へのアンケート及び訪問による地元農産物の需要調査

- ② 県の実施する農畜産物生産者と事業者のマッチング事業への協力

- ・新しい商品開発に向けた支援

- ① 市の補助金等による支援

- ・販路開拓・販売拡大と輸出への取組

- ① 展示商談会等への出展支援（協議会）

- ② 食品ロスの啓発（協議会）

- ・情報発信と新商品のPR

- ① 情報発信PR支援

- ② ふるさと納税返礼品への登録

- ・食・スポーツ・教育に関する取組

- ① スポーツへの関心向上と健康増進

- ・食と観光に関する取組

- ① 観光客をご当地グルメでおもてなし

- ② 農業体験と地域特産品を活用したマルシェの開催

(2) 質疑応答

問 協議会の事業に、社会課題の啓発として食品ロス削減の啓発活動とあるが「フードシェアリングサービス」について。

答 令和7年度から株式会社コークッキングと協定を結び事業を開始。飲食店と消費者（登録ユーザー）をアプリで結び、店頭販売できなくなった商品を安価で購入できるようにするサービスで、1店舗当たりの初期費用（10,000円）を市が負担し食品ロス削減に取り組んでいる。

6 感想・所見

栃木市は古くから、舟運で開いた商家のまちとの概要説明があつたが、栃木市役所に伺う前に「蔵の街遊覧船」に乗り、市内に流れる「巴波川」（うずまがわ）に面した蔵造りの街並みを船頭の案内でめぐった。緩やかな川の流れと平行して泳ぐ鯉の群れに癒されながらの遊覧船には、年間を通じて多くの乗船客が来るとのことだった。観光資源に恵まれていることを実感し、視察に臨んだ。

栃木市は、先行して実施していた県の事業との連携に加え、市の特性をさらに活かして市独自の「フードバレー構想」に取り組んでおり、「食」を柱とした地

域経済の活性化を目指し、多方面にわたり事業展開がされていた。協議会の活動の中に、会員企業間のコラボ商品の開発が紹介されていたが、研修の前に訪問した「新生姜ミュージアム」でもコラボ商品が販売されていた。企業間の連携や市内高校生との連携で商品が生まれていることも関心を深くするところである。

また研修の出席者が最も興味深かったのは、食品ロス削減の取組として本市や鶴ヶ島市と隣接する埼玉県東松山市にある業者との連携であり「フードシェアリングサービス」は今後注目を集める取組になると感じた。

地域の観光資源や企業団体との連携など、まちの魅力を最大限に活かした栃木市の取組は大変に勉強になった。本市を代表する「葉酸プロジェクト」事業を始め「食」を通じた市の魅力づくりに向け、産官学の連携を図り市の活性化につなげていきたいと決意を新たにした。

第 8 7 回全国都市問題会議実施報告

- 1 日 時 令和 7 年 1 0 月 9 日（木）午前 9 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分
令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 5 0 分
- 2 場 所 栃木県宇都宮市ライトキューブ宇都宮
- 3 内 容 「成熟社会の都市のかたち」
～コンパクトで持続可能なまちづくり～
- 4 内容についての概要
本会派は、前記内容について、栃木県宇都宮市を訪問し、第 8 7 回全国都市問題会議に参加し、研修を行った。
研修は次のとおりである。

（1）第 1 日目 1 0 月 9 日（木）

ア 開会式

開会挨拶	全国市長会会長 広島市長	松井 一實氏
開催市市長挨拶	栃木県宇都宮市長	佐藤 栄一氏
来賓祝辞	栃木県知事	福田 富一氏

イ 基調講演

人口減少・成熟社会のデザイン

京都大学名誉教授 広井 良典氏

（ア）人口減少社会の意味

①日本の総人口の長期的トレンド

- ・ 2 0 0 8 年→1 2, 8 0 8 万人（ピーク）
- ・ 2 1 0 0 年→ 6, 3 0 0 万人（ピーク時の約半分）

②人口減少社会への基本的視点

- ・ 若い世代のローカル志向～「グローバル化の先のローカル化」
- ・ 「農村・地方都市→東京などの大都市」という流れとは異なる流れ
- ・ 時間軸の優位から空間軸の優位へ（各地域のもつ固有の価値や風土的・文化的多様性への関心）
- ・ 「地域への着陸」の時代

③首都圏の急速な高齢化

- ・ 2 0 1 0 年→2 0 4 0 年で3 8 8 万人の高齢者増加

（イ）A I を活用した、持続可能な日本の未来に向けた提言

- ・ 2050 年の日本を視野に収めながら、①人口、②財政・社会保障、③地域、④環境・資源という 4 つの持続可能性に注目し、日本が持続可能であるための条件やそのためにとられるべき政策を提言する内容

- ・分析結果→日本社会の未来にとって、「都市集中型」か「地方分散型」かがもっとも大きな分岐点（8～10年後）
- ・人口・地域の持続可能性や健康、幸福、格差等の視点からは地方分散型が望ましい

（ウ）分散型社会＝持続可能な福祉社会のビジョン

①福祉政策とまちづくり・都市政策をつなぐ

- ・ヨーロッパなどの街→高齢者がごく自然にカフェや市場などでゆっくり過ごす
- ・日本やアメリカの街→圧倒的に自動車・道路中心
- ・高齢者等がゆったり過ごせるような場所が街の中にあることは、ある意味で福祉施設や医療施設を作ること以上に重要な意味を持つのではないか

②歩いて楽しめるまちづくり（ウォークブル・シティ）

「コミュニティ空間」を重視した、ウェルビーイングな都市・地域づくり
※環境・福祉・経済の相乗効果

③視点と課題

- ・日本の都市は、高度成長期を中心に圧倒的に「自動車中心」に作られてきた（アメリカの都市がモデル）
- ・「歩いて楽しめる街」は、本来は高齢化とは無関係に「都市」本来のあり方として実現されていくべきもの
- ・日本の場合は、高齢化への対応が社会全体の重要課題として認識される中、高齢化をチャンスとして「コミュニティ空間という視点を重視した、歩行者中心の街」を実現していくべき

④国土のデザイン：一極集中から「少極集中」を経て「多極集中」へ

- ・札幌、仙台、広島、福岡→これら地方4都市の地価上昇率は東京圏を上回る（福岡は人口増加率も）→現在進みつつあるのは、「一極集中」ではなく「少極集中」とも呼べる事態
- ・「多極集中」型の国土・都市づくりが、脱炭素にとっても、地域の豊かさやウェルビーイングにとってもプラスに貢献

⑤居場所・たまり場・サードプレイス・コミュニティ拠点

- ・産業拠点にとどまらない商店街の新たな価値→コモンズ（共有資源・共有地）としての商店街

⑥ローカリゼーションと「生命」の時代

- ・経済の空間的ユニットの変化

①農業：ローカル→②工業化：ナショナル（ex.鉄道敷設、道路整備、工場配置等）→③情報化（ポスト工業化）：グローバル→④ポスト情報化：ローカルから出発してナショナル、グローバルへ

⑦情報から生命へ（デジタルの「先」の展望）

- ・科学の基本コンセプトの進化

物質（17世紀：科学革命）→エネルギー（19世紀）→情報（20世紀）→生命（今後）

- ・消費の構造

物質の消費→エネルギーの消費→情報の消費→時間の消費

⑧ポスト・デジタルと「生命」の時代

- ・英語の「Life」→「生活」「人生」といった意味を含む。また、ミクロレベルの生命のみならず、生態系（エコシステム）、地球の生物多様性、持続可能といったマクロの意味もある
- ・こうした包括的な意味の「生命」が、「ポスト情報化」時代の科学や経済社会・生活・消費の基本コンセプトに

⑨「生命」関連産業（生命経済）の重要性の高まり

- ①文化・医療 ②環境（自然エネルギー） ③生活・福祉 ④農業 ⑤文化（まちづくり）

「文化は生命維持に不可欠」メルケル前首相（ドイツ）

（エ）人類史の中の人口減少・成熟社会

- ・日本は人口減少・高齢社会の文字通りフロントランナー
- ・元来、分散的で地域の多様性が豊かな社会
- ・多くの課題を抱える一方、長寿を実現するとともに、鎮守の森に象徴されるような伝統文化が保存
- ・ローカルから出発しつつ、環境・福祉・経済が調和した「持続可能な福祉社会」のモデルを先導的に実現、発信していくポジションにあるのではないか

ウ 主報告

人口減少社会に対応する都市の構造改革

～100年先も発展できる「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成～

栃木県宇都宮市長 佐藤 栄一氏

（ア）人口減少、少子高齢化に対応する構造改革→NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）

①全国の自治体が抱える課題

- ・これまでは人口増加やマイカーの普及に伴って郊外に市街地（商業や住宅など）が拡大→中心部の密度低下→生活に身近な施設が拡散したまちは人口減少・超高齢社会において利便性・効率性が低下
- ・これからの人口規模・構造や都市活動に見合った形に都市の姿を変え

ていくことが必要→NCC

②「NCC」とは

- ・中心部の「都市拠点」と周辺の「地域拠点」等を階層性のある交通ネットワークで結ぶ
- ・日常生活は各拠点内で快適になり、より高次の機能を必要とするときは都市拠点に移動する→それぞれの地域が維持、発展し続けるまち

③拠点や住居地の形成

- ・鉄道駅など、アクセスしやすい場所に拠点を配置・形成
- ・拠点や公共交通沿線に居住を誘導

④居住の誘導

- ・マイホーム取得支援補助金
- ・若年夫婦、子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金

⑤移動時の利便性の向上につながる新たな機能の誘導

- ・都市活動支援機能誘導施設立地促進補助金（ライトライン停留所や鉄道駅、主要なバス停の周辺に、市民が移動の合間に買い物ができるコンビニエンスストアや、仕事や勉強、交流の場を提供する施設を誘導）

⑥ネットワーク化の促進

- ・基幹公共交通の整備
- ・バス路線の再編
- ・地域内交通の運行
- ・公共交通間の連携強化

(イ) NCC を土台に社会・経済・環境の三側面が融合するまち→スーパー
スマートシティ

①スーパースmartシティの概念

- ・「NCC」を土台に、「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会が「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展するまち

②絆を深め、共に支え合う「地域共生社会」の構築

- ・重層的な支援体制の整備
- ・「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」の制定

③人・モノ・情報が行き交う「地域経済循環社会」の構築

- ・3人制バスケットボールのクラブ世界一を争う国際大会の誘致・開催
- ・自転車ロードレースの国際大会の開催

④CO2 排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」の構築

- ・ライトライン事業
- ・路線バスや地域内交通のEV化

⑤スーパースmartシティの原動力「人」と「デジタル」

- ・妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実施
- ・女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する「フェムテック」を推進

エ 一般報告

(ア)「縮充」発想による公共施設マネジメント

東洋大学国際 PPP 研究所シニアリサーチパートナー 南 学氏

①成熟社会における公共施設マネジメントは「縮充」で

- ・成長型から成熟型への社会変化は、人口がピークアウトして減少化していくので、様々な分野での構造変化が生じることと捉える必要がある。
- ・単なる「減少」、「削減」ではなく、社会経済構造そのものの変化である。
- ・成長型の時代に数多く整備された公共施設が老朽化して更新の時を迎えている現在、ほとんどの自治体が、更新や修繕のための財源と人材の不足で、十分な対応ができていない。
- ・公共施設の再編成の課題に際して、「縮充」がキーワードとして活用できると考えている。

②「包括的施設保守点検」が基本方向

- ・包括委託＝安全確保：①効率的巡回点検・修理 ②縦割りを越えた劣化診断 ③効率的効果的予算配分
- ・施設巡回の派生効果：①修繕コスト・時間の削減 ②稼働・劣化状況把握 ③具体的な中期施設縮充計画の実施（公共施設マネジメントの基本）

③「施設を減らす」から「固定費削減」

- ・ダウンサイジングで実質的に面積削減を実現する。
- ・近年は資材費や人件費の上昇で入札の不調も多くなり、多少の税収増では追いつかないほど自治体財政は逼迫の度合いを高めている。
- ・数多い公共施設運営の固定費（水道光熱費・人件費）の削減と施設からの収益増を図る必要がある。
- ・施設の複合化や多機能化によって利用者満足度を高め、収益も高める手法も可能となる。
- ・小学校を地域の核施設とする検討を進めること（児童が学校に存在しているのは2割の時間であり、放課後、夜間、土日、夏休み等は地域開放が可能）。

④「縦割り構造」を超えることで「縮充」を実現

- ・これまでは個々の自治体での取組が基本
- ・地域にある都道府県の施設、民間施設など、市町村の施設だけでなくトータルに施設の配置や利用形態を検討することができれば「地域施設」としての一体利用を図ることができる。

・管理形態をどう考えるかが課題

(イ) 都市縮小時代の持続可能なまちづくり

～人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松～

香川県高松市長 大西 秀人氏

①問題提起（地方都市が直面する課題）

- ・住宅・店舗等の郊外化による低密度な拡散型都市構造
- ・低密度で人口減少が進んだ都市で顕在化する課題：①空き家の増加
- ②公共交通利用者の減少 ③商店街等の利用者減少・店舗撤退
- ④税収減少（財政悪化）

②高松市の課題

- ・都市活力の維持・向上（中心市街地や周辺の集約拠点における都市機能の集積・居住誘導、市街地の郊外への拡大抑制、空き家対策の推進）
- ・公共交通の維持・充実（高齢者等の公共交通等移動手段の確保、居住や生活サービス機能と連携した公共交通ネットワークの構築）
- ・地域の暮らしやすさの向上（コミュニティの再生と強化、地域包括ケアの構築、防災減災対策の推進）
- ・都市経営の効率化（公共施設等の統廃合・長寿命化、既存ストックの活用などによる財政負担の軽減）

③コンパクト・プラス・ネットワークの必要性

- ・コンパクト（都市機能の集約及び拠点への居住の誘導）＋ネットワーク（公共交通・コミュニティ・デジタルでつなぐ）＝歩いて暮らせる持続可能なまち

④コンパクトシティ（歩いて暮らせるまち）の取組

- ・高松丸亀町商店街の再生（再開発構想A～Gの7街区に分けて、個々のビルや店舗をバラバラに建て替えるのではなく、街区単位で統一的なルールに基づいた開発を進めた→「面的整備」）
- ・成果：①「都市の回遊性とにぎわいの創出」②「歩いて暮らせる都市構造」③「市民主体の合意形成とルールづくりの成功」
- ・教訓：①「ビジョンの共有」と「小さな成功体験の積み重ね」
- ②「行政の柔軟な伴走姿勢」

⑤プラス・ネットワークの取組

- ・公共交通ネットワークの再構築：安全かつ快適で人と環境にやさしい都市交通の形成「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現
- ・協働によるまちづくり：地域コミュニティ協議会（地域住民が知恵を出し合い、力を合わせ、地域の課題を自分たちで解決に向けて取り組む新たな地域の形）

- ・デジタルでつなぐまちづくり：フリーアドレスシティたかまつ（FACT）と地理空間データ基盤（質の高いデジタルマップの構築、駐車場満空情報アプリの開発）

※FACT：時間や場所の制約から解放され、デジタルをツールに「ひと」と「ひと」がつながることにより、人間らしく生活するために必要な出会いや交流を生み出すまちの実現を目指すもの。

⑥都市ブランド向上の取組

- ・創造都市の推進（市民の創造活動の自由な発揮に基づき、文化と産業の創造性に富んだ都市）
- ・瀬戸内国際芸術祭や高松国際ピアノコンクールの開催

⑦住みたい・訪れたい・働きたい都市に向けて

- ・若者・子育て世代の流入促進
- ・妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実
- ・夜間観光の推進

⑧持続可能なまちづくりに向けて

- ・人口減・超高齢社会・経済の成熟化を前提に発想転換
- ・コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが軸
- ・地域に根差した都市ブランドの向上も不可欠
- ・「行政主導でもなく、民間任せでもない」真の意味での「共創のまちづくり」
- ・都市縮小時代の持続可能なまちづくり

（ウ）次世代交通とコンパクトで持続可能なまちづくり

早稲田大学理工学術院教授 森本 章倫氏

①未来世代に向けた持続可能なまちづくり

- ・気候変動への対応や災害に強いまちづくり等に向けて、ネットゼロでレジリエントな都市：「コンパクト・プラス・ネットワーク」
- ※ネットゼロ（温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする状態）
- ※レジリエント（貧困や災害・気候変動といった困難な状況から自己回復力をもって立ち直ること）
- ・インクルーシブ：誰一人取り残さず、多様なニーズを考慮した都市の実現
- ・デジタル：都市の課題に対応するため、デジタル技術の活用方策

②コンパクトシティに向けた施策

- ・従来の都市計画制度に加えた立地誘導策が必要である。
- ・土地利用と交通は「鶏と卵」のような関係であり（都市を構成する2大要素）、土地利用が変われば交通環境は変化し、新たな交通機関が

出現すれば土地利用もその特性によって影響を受ける。

③次世代交通システムのデザイン

- ・ 19世紀～20世紀：徒歩→鉄道→自動車【交通技術の発展】
- ・ 21世紀：新しい交通システム【AI・ICT（情報通信技術）の発展】
- ・ 様々な交通がICTで繋がる社会へ：次世代交通（自動運転）、次世代公共交通（路面電車システム、快速バスシステム）、既存公共交通（鉄道、地下鉄）+AI・ICT技術の発展
- ・ 自動運転と次世代公共交通のバランス：多様な次世代交通の賢い組み合わせがカギとなる（次世代交通と既存交通の適切な役割分担が不可欠である）

④自動運転社会におけるまちづくり

- ・ 2017年度から国交省で「都市と自動運転のあり方」を検討
- ・ 都市空間における自動運転技術の活用に向けたポイント集（2025年5月公開）
- ・ 自動運転社会の駅前広場：車両のための空間自由度の向上等、自動運転技術のメリットを最大限活用し、駅前広場空間における自動運転車両の待機方法の合理化を図るとともに、駅周辺にある駐車スペース等を活用することで、自動車中心から人中心の空間へと転換し、創出された歩行空間を賑わい・憩い空間として活用することが想定される。
- ・ 自動運転社会に必要な施設：シェアリングモビリティ（車、自転車、キックボードなどを複数の利用者が共有する次世代の交通サービス）やモビリティハブ（シェアサイクルや電動キックボードなどの貸し出し拠点の集約）の設置が進む。

⑤フィジカル空間とサイバー空間の融合へ

- ・ 次世代交通システムを円滑に運用するためにはサイバー空間における情報基盤整備が必要となる。
- ・ あらゆる交通機関がデータプラットフォームを経由して、シームレスにつながるため、持続可能な都市OSの段階的な整備が重要となる。
- ・ フィジカル空間では持続可能なコンパクトシティを目指しつつ、サイバー空間ではICTを活用したスマートシティが各種課題を解決する。この両者が有機的に連携してこそ、これからの持続可能なまちづくりといえる。

(2) 第2日目 10月10日(金)

ア パネルディスカッション

成熟社会の都市のかたち～コンパクトで持続可能なまちづくり～

■コーディネーター

埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授 内田 奈芳美氏

■パネリスト

(株) みちのりホールディングス代表取締役グループCEO (兼)

関東自動車 (株) 代表取締役社長	吉田 元氏
まちなか広場研究所主宰	山下 裕子氏
北海道室蘭市企画財政部長	高橋 知規氏
鳥取県米子市長	伊木 隆司氏

①背景

- ・成熟社会の中で、現実的なコンパクトシティのあり方と持続可能な公共サービスの提供について考えていく必要がある
- ・成熟 (≠人口減少) にともなう矛盾と超成熟
- ・経済成長と更新の鈍化 (規制緩和と不動産セクターの拡大)
- ・「市民」の誕生と意識の向上 (都市中間層の縮小)
- ・製造業からサービス業へ (創業の場としての都市)
- ・生産から消費の場への転換 (自己実現の場としての都市)
- ・手段としての都市計画 (自己充足としての都市計画)

②論点

- ・現代における「移動」：ウォークアブルまちづくりの実践と、移動自体を楽しむこと
※機能的充足性×分配的合理性+感情的納得性 (ストーリーが重要)
- ・コンパクトシティの中で拠点となる地域、場所をどうつくり、生活とどうつないでいくか

(ア) 成熟社会における公共交通ネットワークの進化と持続可能性への挑戦

- ・バス事業のDX
- ・運行管理の高度化による生産性向上
- ・AIオンデマンド交通 (最適経路運行型路線バス)
- ・脱炭素の推進：EVバス導入・バスEMS (エネルギーマネジメントシステム) 開発
- ・地域連携ICカード“totra”を活用した上限運賃・乗継割引
- ・生活路線と観光路線の融合：大谷観光一日乗車券
- ・地域との共創 (J3の栃木シティと連携し、サッカー選手をしながらバスの運転士という就業環境を提供)

(イ) 「いくつになっても」「出かけていけ」「出かけたい」都市について思案する

- ・空間 (SPACE)：居場所 (PLACE)
- ・中心市街地の一等地に店舗でなく広場を整備：市民の居場所を設える

- ・“公共事業”として「広場」を整備・運営・管理すれば“賑わいづくり”を行政が「継続的」に支援できる

- ・既存の人通りがあるところを整える：組みなおして「要」をつくる（通路≒広場（広場的空間）＝市場）

- ・既存の人通りを「探す」・「観察」・「分析」

- ・移動制約者（荷物を持つ人、けがをした人、幼児連れの人、高齢者、障害者）にとっても徒歩圏内にまちなか広場的空間があると→毎日、違う光景→楽しい場所→子どもが居る→シルバー世代が眺める→多世代の「でかける機会」を創出

- ・相互作用：お互いの存在自体が、お互いの楽しみになる

(ウ) 室蘭市におけるコンパクトなまちづくり

- ・小中学校の統廃合（約20年かけて33校→15校に）

- ・公共施設の集約：老朽化や耐震不足等の課題を抱えた複数の施設を集約

- ・小学校跡地を宅地開発

- ・消防支署の統廃合：支署と出張所を中間地点へ統合

- ・単に減らす・無くすのではなく、利便性や稼働率の向上といったメリットの説明が不可欠

- ・現実の理解促進（少ない人口でこれまでと同じ数の施設は維持できない）

(エ) 歩いて楽しいまちづくり～公共交通と歩行者中心の持続可能なまち～

- ・歩いて楽しいまちづくり宣言

- ・米子駅南北自由通路「がいなロード」：駅舎と線路で分断された街の南北を一体化し、歩行者の回遊性を向上

- ・公共交通「だんだんバス」：キャッシュレス決済導入、新規コース創設

- ・弓浜コミュニティバス「よねぎーバス」：高齢化が進んでいる郊外の救貧エリアにR6、10月から実証運行開始

- ・駅前通り車道空間を利用した実証実験：歩行空間の拡大、道路の利活用

イ 質疑応答

問 地方への戦略的アドバイスは。

答 コンパクトから外れる。順番が問題。まずは中央から進めていき、最終的には誰一人見捨てない。市民全体にまちづくりの方向性を伝えていく。

問 高齢者の①移動について、②居場所については。

答 ①一定年齢以上の方には補助。移動しやすくする。

②他者に会う時間をつくる。小さな拠点をつくる。

ウ 閉会式

5 感想・所見

今回の全国都市問題会議では、主催地である宇都宮市のネットワーク型コンパクトシティの取組が大変興味深かった。「全ては次世代のため、今できることをやる」との視点から100年先にも発展し続けられるまちづくりに向けて、長期的に取り組んでいることに関心を強くした。

基調講演で拝聴したコンパクトシティの本質は「ウォーカブルな歩行者中心のまち」との考えや、成熟社会とは「無いものにとられるのではなく、有るもの探し」との考えは、本市を含む多くの自治体における持続可能なまちづくりにおいて大事な視点だと感じた。

また、各報告やパネルディスカッションを通して、全国的に「空き家・空き地の増加」、「都心部の衰退」、「維持管理のコスト増加」、「公共交通LOS（サービス水準）の低下」に加えて都市財政の悪化等が課題となっていることから、「縮充の発想による公共施設のマネジメント」や「コンパクト・プラス・ネットワーク政策」の重要性が高まっていることが理解できたが、実現に向けた課題も大きいと感じた。

本会議で学んだことを踏まえて、市民の方に安心して住み続けたいと感じてもらい、多くの人から選ばれる持続可能なまちにしていくために、本市における「成熟社会の都市のかたち」について研鑽を重ね、更に議員力を磨いて取り組んでいく所存である。